

「とくしま特選ブランド」マーク管理要領

(目的)

第1条 この要領は、「とくしま特選ブランド」認定要綱第7条に定める「とくしま特選ブランド」マーク（以下、「マーク」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(使用方法)

第2条 県は、「とくしま特選ブランド」に認定された商品（以下、「認定商品」という。）を生産・製造する事業者（以下、「事業者」という。）にマークの画像データを提供する。

2 事業者は、提供されたマークの画像データを利用することができる。

(使用上の遵守事項)

第3条 マークを表示する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業者は認定商品以外に、マークを使用してはならない。
- (2) 事業者はマークの使用について、指定されたデザイン等、故意に変更して使用してはならない。
- (3) マークを使用した商品に関する事故や苦情が発生した場合は、事業者が誠意を持って、必要な措置を講じなければならない。

「とくしま特選ブランド」マーク



附 則

- 1 この要領は、平成27年11月30日から施行する。
- 2 一部改正 令和3年9月1日